

平成29年度 第5回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成29年11月21日（火）午前10時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 稲田会長 志摩会長職務代理者 井川委員 井上委員 野村委員

傍聴人 1名

建築審査会次第

1 吹田市挨拶

2 議案審議

議案第8号

3 報告事項

4 その他

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。本日の議事録の署名は、志摩委員、井川委員にお願いいたします。また、吹田市建築審査会傍聴に関する取扱い要領第4条により、1名傍聴することをお伝えいたします。

会長 事務局より第8号議案の説明をお願いします。

事務局

第8号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 工場

該当適用条文 建築基準法第48条第3項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 鉄道の本線と本申請地はどのように線路が繋がっていますか。

事務局 申請地の東側のテニスコートの下を抜けて本線に繋がっています。

委員 建築基準法上の用途は工場という解釈になるのですか。

事務局 過去には定期検査場として許可をしていますが、作業をするということもあり、工場と考えています。

委員 原動機の使用はあるのですか。

事務局 敷地内にはありますが、今回の申請部分にはありません。

委員 許可に際しては、公益性があることと、良好な住居の環境を害するおそれがないことのどちらか一方で足りるのですが、今回の計画は両方が言えるのですか。

事務局 公益性は極めて高いことから、許可が可能と考えております。また、今回は既存建築物内での増築であり、環境を悪化させるものではないので、良好な住居の環境を害するおそれがないとも言えると考えております。

委員 増築部分については、現在屋根はないのですか。
事務局 屋根のある既存建築物の中に2階部分を増床する計画です。
委員 申請の理由書に周辺の環境に対し配慮したものとありますが、どのような配慮をされているのですか。
事務局 今回の増築が環境を悪化させるものではないこと、以前より防音壁の設置等の騒音対策をしていることがあると思います。
委員 公聴会でも騒音についての意見があったようですが、特定行政庁としては特別に騒音対策をする必要があるという認識ではないということですか。
事務局 騒音があってもいいということではないですが、今後も騒音対策は行っていくと表明されており、引き続き騒音対策を行っていただきたいと考えています。今回の増築によって新たな作業騒音の発生はないものと認識しております。
委員 1階の天井の上部が空いて2階の床レベルが高いのは何か理由があるのですか。
事務局 電車の通る高さの確保が必要なためです。
委員 新設されるトイレも許可対象になるのですか。
事務局 1階に新設するトイレは床面積が新たに増えるものではないため、許可の対象ではなく、2階部分のみが許可の対象となります。
会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので、同意することといたします。
それでは事務局より報告事項をお願いします。

事務局

報告事項 法第43条第1項ただし書き許可 2件

会長 ただ今の報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。ないようですので、報告は以上とします。

(傍聴人退席)

それでは、事務局よりその他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回は12月22日(金)午後4時から低層棟3階研修室で開催を予定しています。

会長 それでは以上をもちまして第5回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。